

上牧町のまちづくりをみんなで考える！

まちづくり基本条例シンポジウム《てん末》

- 1 開催日時 平成26年1月18日(土) 午後2時30分～午後5時00分
- 2 開催場所 2000年会館 2階 多目的室
- 3 来場者数 48名
- 4 プログラム

【第1部】

○主催者あいさつ 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会委員長
同志社大学大学院総合政策科学研究科
教授 新川達郎氏
上牧町長 今中富夫

○基調講演 上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会副委員長
帝塚山大学法学部法学科・同大学大学院法政策研究科
教授 中川幾郎氏
テーマ：上牧町まちづくり基本条例が意味するもの
～参画と協働のまちづくりのために～

【第2部】

○パネルディスカッション
テーマ：(仮題)協働でつくるまちづくり基本条例を考える
コーディネーター：新川委員長
パネリスト：今中町長、中川副委員長、委員 5名

- 5 議事の内容

【第1部】

開 会

司会（田島委員）

皆様こんにちは。本日は今にも雪が降りそうな厳しい寒さのなか、会場に足をお運びいただき、本当にありがとうございます。定刻となりましたので、只今より「上牧町まちづくり基本条例シンポジウム」を開会いたします。このシンポジウムは、第1部が「主催者あいさつと基調講演」、第2部が「パネルディスカッション」の2部構成となっております。私は、第1部の司会を担当いたします「上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会」委員の田島と申します。どうぞよろしくお願いたします。ここで皆様にお願がございます。当会館は禁煙となっておりますので、ご喫煙の際は、会館外の所定の場所にてお願いいたします。また携帯電話は、電源をお切りいただくかマナーモードしていただきますよう、今一度お手元の携帯電話をご確認ください。それから本日受付にて皆様にお渡ししました配布物は、アンケートの方は、お帰りの際、出口にて回収させていただきますので、

ご記入のご協力をよろしくお願いいたします。質問票の方は、お聞きになりたい事がございましたら、第1部の後に10分間の休憩がございますので、その時間などをご利用いただいて、ご記入のうえ、会場後ろにあります提出ボックスにお入れください。第2部のパネルディスカッションでは、後半に「質疑応答」の時間を設けておりますので、そのなかでお答えさせていただきます。その際、質問票ではなく挙手による質問にも、時間の許す限りお答えさせていただく予定にしております。それでは、これよりプログラム第1部主催者あいさつに移らせていただきます。まず、初めに上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会を代表いたしまして「同志社大学大学院・総合政策科学研究科・教授」新川達郎委員長よりごあいさつ申し上げます。

新川委員長

皆さん、こんにちは。只今ご紹介いただきました上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会の委員長を務めさせていただいております新川でございます。今日は、こうしたシンポジウムを開催させていただきましたところ、たくさんの方にご参加をいただきまして本当にありがとうございました。携わらせていただいている、まずはほっとしているというのが、まず始めに申し上げなければならない点でございます。上牧町のまちづくり基本条例につきましては、いろいろな経緯がございます。町民の皆様方が一生懸命検討されてきたということがございました。これをなんとか条例の形にまとめ上げたいということで、制定検討委員会をここまで進めさせていただきました。とはいえ、法的な整理の問題そんなことは置いておいて、何よりも、この条例の趣旨は、多くのご参加の方はすでにご理解いただいていると思いますけれども、これからのまちをどう作り上げていくのか、その中心になるのが、行政でもありませんし、議会でもありません。何よりも一人一人の町民の皆様方とそしていろいろな力が一緒になってまちをつくっていくというのが基本であると思っています。ですから、住民の皆様方あるいは住民ではない、しかし上牧町に関わっているたくさんの方を含めて、そして行政も議会も一緒になってこれからのまちをつくっていく。そういう基本的な考え方をきちんと整理をし、そして、実際に行動ができるようにしていこうというのがこの条例の心であり、そうした趣旨からたくさん方にご参加いただき、この条例の制定検討に向けて第一歩を踏み出すことができたことをうれしく思っています。この条例の趣旨等々につきましては、後ほどお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、何よりもこうした「まちづくり」をみんなで考える。そして、みんなと一緒に行動していく。そういう貴重な手がかりとなるのがこの条例でございます。条例の趣旨のところにもありますが、まずは、「情報を共有する」「みんながお互いに知り合う」そして、「お互いに共通に持った情報を基礎にして、一緒にまちのことを考える」そのまちのことを考えて、その次に実際に行動に移していく、参加をしていく、参画をしていく、さらには参画していくときには、単に何かお手伝いをするということではなくて、自分自身もそのなかで、中心的な役割を持って、自分の責務をきちんと果していく「協働」という言い方をしています

が、役割をきちんと分担して、しかし、一人ではできないこと、行政だけではできないことを大きなまちづくりの目標に向けて、みんなで一緒に達成をしていく、そういう姿をこの条例を通じて考えていきたいと思っております。この上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会の議論もだいぶ終盤に差し掛かってまいりました。今申しあげました趣旨を何とかきちんと活かしていきたいと思っております。今日のこのシンポジウムをたくさんの方々からいろいろなご意見をいただき、そして最後に制定検討委員会としての提案に結び付けていければというように思っております。皆様方のまずはこの場での「情報の共有」と「参画」そして一緒にこの条例をつくっていく、そういう大切な場にしていただければというように思っております。繰り返しになりますが、今日は本当にご参集いただきましてありがとうございました。まずはこのシンポジウムを主催させていただきました一人としてごあいさつをさせていただきました。どうもありがとうございました。

司会（田島委員）

新川委員長ありがとうございました。続きまして上牧町を代表いたしまして、今中富夫上牧町町長よりごあいさつ申し上げます。

今中町長

皆さん、こんにちは。本日まちづくり基本条例のシンポジウムにたいへん寒いなか、ご参加をいただきましてありがとうございます。今先生のほうから、いろいろ説明がございましたので、私としては、皆さん方のお手元に基本条例のシンポジウムの文書が皆さんお持ちだろうと思います。そのなかで、「まちづくり基本条例って必要？」という囲みの文章がございました。このなかで、「この条例で補完することが主体的に行うまちづくりへとつながります」というように書いております。私はこの条例のキーワードは、「繋ぐ」ということだろうと理解しております。住民、議会、行政それを繋いでいく。これがこの条例のキーワードになるのではないかというように思います。今まで皆さん方にたいへん長い間ご議論をいただきました。ようやく見えてきた。できあがるという形になっております。先ほど先生ともちょっとお話をさせていただいたのですが、つくることが目的ではなしに、どういうようにこれを利用していくのか、これからが一番大事な事柄でございます。できあがったから、良かった。良かった。というわけではないわけでございますので、できあがったら、それぞれが自分の立場、役割、責任そういうのをしっかり理解をしながら、これを利用していく。みんなが繋がっていく。こういうことが一番大事なのではないかというように理解しております。これから極端に言えば、20年後にはたいへんな高齢化社会をより一層高い比率で迎えることとなります。20年後どうなっているのか分からない、想像ができないような状況でございます。そのなかで、行政ができることは、ほんの一握りのことしかできないのではないかと。どんどん若い人が離れていく、高齢者が残る、財政も税収もだんだん厳しくなっていくなかで、安全安心、また、皆で支えあうまちづくりを行っていくには、それぞれが役割を持って、協力をしながらまちづくりを

行っていくということが、なお一層求められるわけでございますので、これからまた先生の基調講演もございませし、その後、パネリストにも入っていただいて、いろいろな議論がありますので、これから皆さんしっかりと理解をしてもらって、行政、議会、住民が繋がっていく。そういう意識をしっかりと持って、私たちも行政を進めていきたいというように考えております。これから先生方の話もございませので、しっかりと皆さん方お聞きをいただきまして、質問があれば、また質問をしていただき、この条例ができあがってから、しっかりと前進できますように、お願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。皆さん方よろしくお願いいたします。

司会（田島委員）

今中町長ありがとうございました。次に基調講演をしていただきますのは、帝塚山大学大学院法政策研究科教授 中川幾郎先生です。

先生は、平成22年より約2年3ヶ月をかけ、住民が自分達の手で初めて条例作りに取り組みました上牧町まちづくり基本条例策定委員会でアドバイザー委員を務めていただいただけでなく、その答申案を学識経験者、議員、町幹部職員という異なる視点からも検討を加えました当委員会におきましても、副委員長としてお力をお貸しいただいております。また、先生は数多くの基本条例づくりに係わって来られましたので、その豊富なご経験を基にしたお話が、お伺い出来るのではと思います。基調講演のテーマは「まちづくり基本条例の意義とこれから」です。それでは、中川幾郎先生、よろしくお願いいたします。

中川幾郎先生・基調講演

あらためまして、皆さんこんにちは。今から少々お時間をいただきまして、希望に満ちたまちづくり基本条例の成立寸前ではありますが、お話をさせていただきたいと思ひます。今、ご紹介もありましたように、基本原案は全部住民の皆様方おつくりになったわけですね。それを最終的に他の法律あるいは条例等との整合性、いわゆる法令上の文章に置き換えていく、翻訳作業などのお手伝いをさせていただいたに過ぎませませんが、いよいよ上牧町の基本条例が案として固まったということで、お話をさせていただきます。まちづくり基本条例っていうのは、あちこちでよくつくられていて、ひとつの流行と思っている人もおられますが、実はそうではないのです。この条例がなかったらどうなるのとよく言われますが、別に法律上何ら問題はない。しかしですね、初心に戻って考えていただきたいのですが、皆様方は憲法をお習いになったと思ひます。第8章4箇条があります。この第8章4箇条を基に地方自治法というのができています。地方自治法すべてをご存知の市民はおられますでしょうか。まずいない。私ももともと地方公務員出身ですが、現職の時に地方自治法を全部読み通した記憶がないのです。自分の所管、関わっている部分しか読んだ事がない。そういうありさまです。おまけに地方自治法だけではないのです。地方自治に関連する法律は、実は西暦でいいますと2000年の3月から4月に地方自治の仕組みが大改正されたときには合計4

75本の法律が同時に改正されているのです。つまり、自治関連の法律は476本あるわけですね、これを全部市民が理解しているはずはありません。そのような大変な体系化をされている地方自治の複雑な仕組みが一般市民のためには、根本的な部分とか統一されている共通原則とか、そういうものを明らかにしていく必要があるのではないのでしょうか。つまり、まちづくり基本条例というのは、上牧なら上牧というまちに即した憲法及び地方自治法、475本の法律を総ぐるみにして、こんなふうに上牧の地方自治はできているのですよということを描きした分かりやすい版だと思っていただきたいのです。私もいくつかお世話させていただきましたが、遠くは愛知県の高浜市というところで2年前に自治基本条例ができた。その後、高浜はボランティアの皆さんが小学校の授業に巡回して、わが町の自治基本条例はこうなっています。ということ子どもたちに教える、伝えるという作業をしておられます。もう2年が経ちまして、大変子どもたちに意識変化が起こってきたということを知ります。それは何かというと、僕は高浜市の住民で市民である。この高浜市にゴミを勝手にポイ捨てするような大人たちの行為は我慢ならないといって役所に通報してくれたそうです。不法投棄のゴミとか、それから交通違反の車があったときにはですね、子どもたちは非常に順当意識が高まった。それからまちの歴史を知りたいということで、子どもたちの歴史熱が高まったということも聞きます。意外と効果が高いのは、少年たちの方なのかも知れません。そういう意味でこのまちの仕組みを憲法、地方自治プラスこの上牧町独自でつくった仕組みも併せて体系化した、あるいは体系化しようという上牧町のまちづくり基本条例だと思います。この基本条例をつくることによって何が起こるのか、まず一つは、町民の皆さんの意識が少しずつ変わってくる。そのことによって議会も併せて変わる。活性化する。その住民と議会との活力に挟まれてというのは、失礼ですが、行政も活性化せざるを得ないというように三者が同時にこのまちを活性化させる。いわば上牧町の大活性化のための仕組みができたということも言えると思います。中身に入りますが、今申し上げたように基本的には上牧町という地方公共団体、以下「自治体」と言いますが、その基本ルール、規範性を確認するということですね。これは既にルールはあるのですが、意識されてなかった、「議会って何をしているの」、「役所って何をしているの」、「住民って何なの」ということがあまり意識されていなかった。それを明確に意識できるような言葉にしているということでもあります。次に町の運営理念とか行動原則をより強く押し出してこうということですね。次が町民と議会と行政の三者の役割、責務の明確化を図る。それから住民自治と団体自治のそれぞれの関係性を強化するという。住民自治と団体自治というのは、地方自治を語る時に常に車の両輪ですと説明します。法律的には、住民自治を実体化された制度というのは非常に厳しい制度がいっぱいあるのですよ。例えば、首長、特別職、議会議員を含めまして、リコールする権利も保障されています。「あなたは辞めなさい」ということが言える。これは鹿児島県の阿久根市で市長のリコールが成立したというドラマもご存知でしょう。それだけではございません。議会の解散請求権というものもあるのです。そのほか、個人でもできる事務監査請求や

陳情、請願なども住民自治の制度と言われていますが、実際にこの制度を皆さんが頻繁にお使いになるということはなかなか使いにくい、あるいは非常事態でないと発動しない制度です。これが地方自治法上の住民自治として制度化されている制度ですけども、本当に自治ってそれだけかというところではない。実は自治会、町内会の世話役が支えてくださっている地域社会の協働系、向こう三軒両隣の小学校区くらいの地域を皆で経営していく、治めていくというのも実は住民自治です。それからほかには、例えば障害をお持ちのご家族を皆で支えていこうというような、いわゆるNPO（市民公益活動）これも実は課題別の住民自治なのです。こういう住民自治がしっかりしていると行政の抱えているコストが相対的に下がっていきます。お互いに不信感をだんだん消えていくと情報を伝えるというスピードも早くなるし、合意をつくっていく期間も短くなる。これを意思疎通コストとも言いますが、こういうコストが相対的に下がってくるとともに、地域社会に犯罪が発生しにくくなる。あるいは、事故が起こりにくくなる。場合によっては大災害が起こった場合においても、人命の損傷を軽微に食い止めることができる。様々なプラス効果がでてきます。そういう住民自治をもっと大事にしましょうという姿勢にもたっておりますし、一方の団体自治と言われる議会と首長が指揮監督する行政もいわば、経営の合理化、効率化、政策の融合性に関してもしっかりとそれをやっけていこうというために、いろいろな政策原則をここに盛り込んでいます。いわば、住民自治がしっかりすることが団体自治もしっかりすることになるし、団体自治が有効かつ有効な働きをしてくれることが住民自治を支えていく、お互いがお互いを支えあう、あるいは刺激しあう関係であります。そういう住民自治にこの条例は一定の保障を与えていこうという展望を打ち出しています。次にまちづくりという言葉ですが、ここで自治基本条例と言わず、まちづくり基本条例と言っているのは、言葉使いが柔らかくていいなというだけではありません。まちづくりというのは、先ほどの町長さんが示してくださったこのパンフレットをご覧ください。ここにまちづくりと書かれています。「目に見えるもの」と「目に見えないもの」とがあると思います。これらすべてをよくする豊かで暮らしやすい地域社会をつくるための取り組みとご説明を入れてくださっていますが、この区分の仕方は、建物とか、難しい言葉で言うと都市のインフラ、上下水道、通信、交通等の基盤設備ですね、アーバンインフラストラクチャーなんてよく言いますが、通称都市インフラというのですが、これの整備がまちづくりだという言い方もあります。1970年代から1990年代にかけては、「ものづくり」のまちづくりが非常に盛んでしたけれども、今はものづくりをやり過ぎた結果、すごい負担に嘆いているというのが多くの自治体の現状ですよね。このものをいっぱいつくった、都市基盤整備をしたことによって、その地域が発達したのかということ、実は1985年あたりからいくつも施設をつくっても効果がでないという大転換が始まっていた。それは何かというと、人口構造の高齢化、少子化がもうすでにそういう壁をつくっていた。戦後の日本社会における人口ボーナスの恩恵が、その時点をもう無くなっていたと言われていています。今は反対に、人口減少、高齢化、少子化のために人口オーナスと言われていています。こ

の壁をどう乗り越えていくかということが大事なのですが、この壁を乗り越えていくためには技術、知識というソフトへの投資、これは国家的な戦略では言われています。先端技術、それから日本にしかないものをもっと買ってもらう。これは観光産業の振興などとなるでしょう。では、地方公共団体の場合はどうなのでしょう。これは、そのまちを支える技術、協働社会を営むルール、マナーなどのソフトの資本蓄積が必要と言われていています。それだけではありません。集団、組織、それらを繋ぎ合わせる人と人との信頼関係。最近よく言う絆ですね。コミュニケーションネットワークこれらの回路の厚みと暖かさこれも実は資本なのです。だから、まちづくりとここで言うておりますことは、私は条例制定検討委員会の皆さんのお心をくみ上げますと、「人づくり」あるいは「信頼づくり」、「まちを支える営みのルールづくり」、「マナーづくり」もまちづくりと認識しておられるのではないかと思います。範囲の問題で言いますと、地方公共団体としても議会及び行政つまり上牧町役場が担っている町域全体の整備あるいは運営という、まち全体を指してまちづくりと呼んでいます。それからもうひとつは、概ね小学校区よりちょっと小さい程度、一つの町内会程度のまちの運営、これもまちづくりだと思います。もっと小さく言えば、向こう三軒両隣の近隣コミュニティの行き交い、再生、活性化これを図ろうというのもまちづくりである。だから大、中、小のまちづくりすべてにこの条例の精神が適応できたということと、先ほど申し上げた資源別にいうならば、ハードだけではない、ソフトもヒューマン（人間）も大切な社会を支える資本なのだと、そういう三層にわたる資源づくりを意味していると思っただけだったらうれしいです。そのためには発想を少し転換していかなければならないと思います。これは住民さんだけではなくて、議会のほうにもその認識は共有してくださっているわけで、お聞きしているところでは既に議会のほうでは、議会基本条例ができていて聞いております。そういった意識の高い議会であると私も敬服するのですが、一方で行政も住民側も少しものの見方、角度を変えてみる時代になったのではないかと。一つは、上牧町だけではありませんが、全国的に地方財政が厳しくなる一方です。これから豊かになる。今までより地方交付税交付金が増える。地方交付税交付金の財源である地方財政が大きくなるというのは瞬間的なことはあったとしても、全国一律に増えるということはありません。これは当然で、人口が減っていくのですから。税収だって今年は少し回復したといっても、これまで45兆円の税収だったのが、50兆円に回復したというだけでありますからそんなに大きな増加ではありません。ですから、これからの地方財政、自治体財政は大きくなることはまずないと覚悟せねばなりません。それから不必要なハードものというのは、できるだけ避けて、そして当初のイニシャルコスト（初期投資資本）の額だけで議論するのではなくて、維持していくランニングコスト（維持運営管理経費）まで考える。民間的な減価償却的な発想も併せて判断していかなければならない時代であるというようにお考えになるべきだと思います。少し心が冷たくなる話をしてしまいましたが、実は私は7、8年前に奈良県の市町村合併審議会の副会長をやっていたので、あちこちの市町村に合併をされるかどうか、こういった場合はこういうことを考慮されては

どうか、見送った場合はこういうことを覚悟される必要がありますとどっちに加担するつもりもなかったのに、非常に県から中川さんは合併に不熱心ではないかと叱られたこともありましたが、するもしないも住民の決意次第というのが私のタイプでした。ただ、進むも地獄、退くのも地獄という状況ですよと、進むなら進むで合併特例債がもらえる。いわゆる地方交付税交付金の算定特例期間10年プラス5年の保障も得られるけれども、気前よく合併特例債を手にして、施設をつくり倒していたら償却の年限がきたときに、ガタンと倒れる兵庫県の某S市みたいなことにもなりますよという脅迫もしておりました。合併がいやと言うのであれば、改めて特例債のボーナスももらわない、あるいは算定特例期間の保障もなしでやっていけるか、本気になって考えていかないと駄目ですよという話をしていたのです。それであまり奈良県の合併が進まなかったのに県からお叱りを受けたことがあります、そのときに、なぜそんなお叱りがあったかという県内の合計5つの市町村が全国三千数百あった地方公共団体のワースト10の中に5つも入っていたのです。ベスト10に5つでしたらうれしいですけども、ワースト10に5つですよ。この上牧がそのワースト10のなかに入っていたのです。ご承知ですか。風前の灯火の町であるなど私は思っていました。どうすればこの町は再建団体になる道を回避できるのか。よっぽど覚悟を決めないとあかんぞと思っていたのです。御所市、高取町、平群町、上牧町、あと一つは忘れましたが、5つありましたので私は、非常に緊張しました。ですが、今日に状況を見ますと危機はやや脱したかなと思ってほっとしています。これもこの後の財政再建のご努力がようやく実っていたのかなと思います。そういう町の財政であるとか、これまで投資してきたことへの評価、反省がお出来きになる町民がでてきたということも言えるのではないかと。それを段階的に評価し、政策審議なされる議会に変身してきた。あるいは強い議会になってきたということもいえるかも知れません。そういう意味で私はとても良いことであると思っています。さて次に市民、町民の側に立って、少し見方を変えていこうと思います。町民さんといったら、このまちにすんでいる人はもちろん皆さんが町民でございますけども、この条例策定に関わってくださった非常に問題意識も深く、行動力もある、あるいは自己経営能力のある経営者型の市民ばかりではございませんね。時間のない人あるいは、それだけの関心をもてない方もたくさんいるわけです。ここで町民側にもいくつかの顔を持っていて、分裂するのではないかとすることがあります。かつては、あれもせよ。これもせよ。何でもせよというのが町民意識だったのではないのでしょうか。限られたパイであるにもかかわらず、よそにそのつけが回るということの意識がなく、早い者勝ち、そして自分ところの地域にパイを持ってこいというような行動が強い町民なんていうようなイメージがあったかも知れません。もうそんな時代は終わっているということです。つまり町民といえども、サービスを受けるだけの町民ではなくて、その分の税金負担をしている、料金負担をしている、あるいは、負債負担をしているという意識を持っていくべきではないだろうか。ところが行政サービスは普通の民間の商品とは違っていて、例えば私がここで、セブンイレブンで髭剃りを買いましたが175円で買ったのです。王寺

の駅で、ローソンに行くとその金額が180円だったのです。「おっ、5円儲かった」というのが私の満足です。つまり買ったその場ですぐにお金を払う、同時成立です。ところが行政経営上のサービスは、同時成立サービスがありません。ということは国民健康保険加入のための料金負担は、加入者が負担していると思っていますが、実はああいっただけで国民健康保険経由できません。全国99.9%大赤字であります。その分は一般会計で毎年負担をして穴埋めをするはずで、その分のお金は普通のサラリーマン、国保に加入していない人も共同負担させられているのですよ。その側からの意見というのは、あまり反映されませんよね。いかがでしょう。しかし、国保の加入者はもっと料金を安くせよ、できたら給付金をもっと増やせ、というようなことを要求するとするならば、「はいはい」と言っていたら、どんどん赤字は増えていく。これと同じことが保育所の経営だって一緒です。子育て期のお父さん、お母さんが大変な思いをされていますけれども、サービスを豊かにしていこうと思ったら、定時保育だけではなくて、延長保育、病児保育、病後児保育、土日保育、夜間保育とどんどんサービスは拡大していきます。そうすると、国基準の保育予算ではとても足りません。するとそれは全部、単独の超過負担になっていく訳であります。そこの超過負担を避けようとして料金に全部反映したら、すさまじい料金になりますよ。私は、子ども二人、共働きの時期が長かったもので、二人とも保育所で育てました。私どもが保育所で育てていたときの保育料は最高額でした。当時数万円払っていました。それでも赤字なのです。そういう現実に関して住民さんは議論なさっているのでしょうか。つまり、サービス受給者の側の要求ばかりで物事を決定してはいかんのではないか。租税負担者あるいは間接的な経費負担者の意見をもっと聞かないといけないのではないかな。そして、それは比較考慮して「でもな、その分な」あるいは、「大阪市で話があったように、高齢者の敬老無料パスで使っている予算。あれっでもうそろそろええのとちがうのか。と今の年寄り元気やし、その分を保育の方にもっていてもいいのではないかな。」というようなことが議論できる町民を経営者型町民といいます。そういう町民がもっともっと増えてほしいなというようなことが私自身の願いです。つまり「料金を限りなく少なくしなさい」、「税金はできればゼロのほうがええ」、「サービスは24時間、365日、全町民にわたって手厚いサービスをしなさい」、これは成り立たない話であるということですね。例えば、駅前再開発の話もそうです。駅前再開発に特化される何百億円というお金は、周辺部と郡部の人にとってみたら、どう説明するのでしょうか。その郡部の人のお金もそこに特化されていくわけです。だからこういうことについても、一緒に議論できるような町民文化が生まれてほしいと思います。その住民が登場しやすくするように考える制度が参画と協働ではないのでしょうか。だから町政経営、行政経営にももっと町民の意見を導入していきましょう。参加できる回路をつくっていきましょう。ということと、住民自治の現場である地域社会とかNPOの活動とかにももっと、行政の支援を応援していこうと、お互いの相互乗り入れを豊かにしていこうというのが、この条例の性格でもあると思っております。さて、もう一つは、行政も変わらなければなりません。単に議会変われだ

けでは駄目で、住民変われだけでは駄目で、行政も変わらないといけませんね。この条例ができたことによって、一番大きく改革の努力をストレートに反映させねばならないのは、行政です。例えば、行政責任を明確にしなければならないわけですが、行政の責任にはいくつかありますけども、一つは説明責任、これは何でこうなるのかということの説明ですね。もう一つは応答責任。すぐやりますと、太刀打ちしますと、対処しますというとき、それと機能的責任というのは、ルールを守ります。制裁的責任というのは、ルールを破った場合、処罰されても仕方ありませんという。この4つの責任があるのですが、この条例のなかには、説明責任と応答責任はきちんと書かれています。これに太刀打ちできるように職員文化も洗練されていかねばならないし、そのように研修もされるでしょう。それから情報の公開と情報の共有は違います。情報公開というのは、求められればお出ししますよというのが情報の公開です。だからアクションを起こさないと情報は手に入りません。情報の共有というのは、当事者は最優先としてその人のところに行政が持っている量と質とほぼ同等のものをお渡ししますという、積極的な行動です。私は宝塚市のパブリックコメント審議会の会長を5、6年やっていますが、かつて宝塚の駅前の再開発が計画化されたとき、情報公開で止めていた時期があったそうです。そうするとあれだけ大きな事業なのに、パブリックコメントの意見があがらなかった。ところがいざ事業が実行されようとしたとき、急に皆が反応しだして、えらいことだとなるのですね。「言っているのに・・・」というのが担当者の気持ちですけども、それっておかしいということです。まずは地権者と借地者あるいはその周辺の居住区の人たちに、簡単なパンフレット一つでもいいから、戸別配達すべきではないか。そうやって初めて皆が反応するでしょうという考え方が情報の共有です。ですから今まで以上に行政は能動性が要求されます。公開から共有に変わるわけです。そういうように考えますと職員さんもこれまでのような国が一番偉くて、その次に奈良県庁で、そこのご指示にさえ従っておけば間違いのない、法律上合法的な仕事ができるのではないかというスタイルの文化からは脱皮してもらわないといけません。特に2000年4月以降、大臣が知事に、知事が市町村長に、まるで上司が部下に命令するかのようになり階級化されていたあの自治法が全面的に改正されて対等になったのです。もはや大臣と都道府県知事と市町村長は上下関係ではありません。この大臣間はあまり皆さんご存知ではありませんが、対等なのです。それまで、機関委任事務と言っていたのが、法律によって定められた委託、受託の対等な仕事に変わりました。これはものすごく大きな変化であります。これまでの事務次官や局長の通達、これに法律上の裏付けもないのに、公定力といって裁判所に訴えても法律に準ずる既判力があるなんてことを言っていたのが、もうないということがはっきりしました。それも通達の名前が変わっています。「通知」、「お知らせ」に変わったのです。「こういうようにしたいのでよろしく」とか「参考までにお知らせします」など。それほど大きな変化があるということを裏側から言いますと反対に国は、潰れようが、どういこうが、責任取りませんよということです。自分たちの町のごとは自分たちで責任を取ってくださいという仕組みに変わっているのです。この

激しい変化にあまり我々が気付いていないのはなぜかといいますと、急に大きく変えたらお互いにショックが大きいということで、徐々に徐々に手を引くような姿勢を国は持っている。相変わらず、法律上は「関与」とかあるいは「同意を要する」とか「協議しなさい」とかそういうことをやっていますが、段々これは消えていっています。それで今言いました法律によって受託、委託の関係に変わった業務というのはかつての機関委任事務です。例えば、国会議員選挙の手伝う事業もそうです。外国人登録業務もそうです。ですから国民健康保険これも法定受託業務です。国に代わってやっている業務です。これは大体上牧の仕事のうち57, 58%を占めているでしょう。しかし40%強は、上牧町の独自の自治事務なのです。この自治事務こそ、皆さんの創意工夫あるいは行政の研鑽によって个性的かつシャープな政策が打てる独自領域です。国が「あしろ」、「こうしろ」と筋合いのない仕事がたくさんあるのですよ。生涯学習もそうです。人権政策もそうです。文化政策もそうです。そういうことをこれから皆で一緒に上牧を盛り立てていこうとしたときに、関わりやすくするための条例だとお考えいただいたらうれしかなと思っております。さて、この上牧のまちづくりをこれからどう進めていったらいいのかということですが、地域コミュニティで考えた場合、あるいは上牧全体で考えた場合、やはり、いの一番で考えなければならないことは、「安全安心のまち」をつくっていくことではないでしょうかと思います。昨日のニュースで、国が災害対策基本計画のなかに、災害弱者とされる高齢者などの名簿、これを要援護者名簿といいます。地方公共団体に作成を義務付けるということの方針として確定したように書いてありました。しかし、これで皆さん安心されたら大間違いです。役所がそういう名簿をつくってくれるのねと思われるでしょう。その地域コミュニティの自治会長さんとか町内会長さんとかにすっといくと思っておられるでしょうが、いかがでしょうか。これは5、6年前に災害の要援護者リストは民生委員に渡すことができるようにしてほしいという厚生労働省の大臣の依頼が全国の自治体にしたのです。で、個人情報保護法審議会に諮問をかけていいですという答申をそこに貰いさえすれば、民生委員に渡せるのです。前からそうなのです。それを町内会長とか自治会長とかにも渡せるようにしようという話ですが、ちょっと枠を広げるという話ですが、何か大きなことを見落としてはいないでしょうか。その名簿を貰ったからといって、その人たちをすぐに救いに行けるのですか。もっと怖いことが今日の新聞に書いてありました。大災害が起こってしまったときに、誰がいて、誰がいてないという安否確認をするためにその名簿を使うということもあるのです。起こってしまったからの話をしているのです。新聞は。起こった時に助けに行くというためにこの名簿を使うとするならば、一人で何人助けられるのか、民生委員が10人分の名簿を貰っていて、一人で10人も助けに行けませんよね。こういう議論が本当に抜けているなど、それをできるようにする。太刀打ちできるようにするのが地方自治であり、そして、その現場で救済する力をお互いにネットワークを結んで作りましようねというのが、私は地域自治、地域のコミュニティの強さではないかなと思うのです。つまりこういうような現実即した地域のお互いの助け合う力を、

あるいは守り合う力を発揮していくためにもこの条例は非常に役に立ちますよということを申し上げたいわけです。皆さんもお忘れになっているでしょうか。私の大学のすぐ近くの奈良西小学校に通っておられた楓ちゃんが誘拐されて、その日のうちに殺害されたという胸が痛い事件が7年も前でしょうか。あの事件がなぜ起こって、そしてどうして解決したのか、両方ともが非常に深い示唆を与えています。彼女が新聞配達のお店の従業員であったということはご存知ですけども、白い車に乗せられたのではないか。いや青い車やったで、ちょっと錯綜したのです。ところが、彼女の車に乗る姿を目撃していたのは、大多数の大人たちも見ていたし、その時間帯は通行人もいっぱいいたはずなのに、誰も記憶せず、彼女の車に乗っていることを記憶していたのは同級生のお友達だったのです。これをみても人間は心が通い、付き合いのある相手でないとその動向をぱっとみても記憶できないのです。ただの景色なのです。子供と大人の関係がただの風景関係になっている冷たい社会では、目撃しても記憶できない、つまり守れないということなのです。反対に同級生の仲良しは「あっ、楓ちゃんや」「なんで、親戚の人かな」とか思ってみていたというのです。記憶できるのです。これからでてくるのは、あいさつもしない。冷たい、心も通わない、一緒に共同作業もしたこともない、行事にも関わったこともないという人同士が住んでいる社会は犯罪から人を守れないということです。災害があったとしても、どこで、どの家で、誰が生き埋めになったのか、理解できないということです。それを全部役所にしてくれというように皆さんは思われますか。無理ですよ。なぜか、東日本大震災を見てもらってもわかるように役所も潰れています。救急車走ってくれといっても道路は瓦礫だらけ、陥没だらけ消防自動車に火事を消してくれといっても止水栓からその幹線水道管が全部破損しています。そのときに助け合いができるのは、近隣社会です。そういう社会をもっともっと強くしませんか。そのためにも行政の資源をそっちのほうにも振り向けていきたいと思いますというのが、この条例の中にはあるのだということをご理解していただけたら嬉しいです。つまりまちづくりというのは、物づくりばかりではない。ルールとか仕組みとかをつくることだと申しました。それから人をつくること、組織をつくることだと申しました。それだけではなく、近隣社会をつくることもまちづくり、これらをやっていただきたい。その安心安全の仕組みができてくると次に子どもや女性、高齢者、弱い者にとって住みやすい日常的に声を掛け合っている、助け合いっこができる、ちょっとした融通がきくという社会になっていく。そして、3番目にだんだんとコミュニケーションが豊かになっていくといよいよ私たちの新しい産物を作ってみようとか、何かおもしろいコミュニティビジネスをやってみようか、ソーシャルビジネスをやってみようかとか、よう見てみたら地域に公認会計士さんで隠居する人もいるし、弁護士さんもいる。学校の先生もいる。保育士さんもいる。看護師もいる。皆集めたらおもしろいことができるぞと、というようなことも可能になります。それらができるためには何が必要なのか、実は全部貫いて顔と名前がわかり合う、面識的關係の地域社会をつくることが一貫した行動方針になってきます。ここは私がいつも言っているところです。もちろん、職員さんもそのような市民が目覚めて

こられる、活力のある市民になってこられたときには、職員も変わらなければなりません。職員もただ単に労働者であるだけでなく、公益の主導者として場合によっては腹を据えて、悪と戦う、不正と戦う根性がいます。これは公益の守護者です。いますよ。私なんかはしょっちゅう経験しました。税金徴収の仕事をしたことがありますから。あまり大きな声で言いたくはありませんが、暴力団の組長に国民健康保険の最高限度額が掛かっていましたが、毎年不能欠損処分をされていたのに気が付きました。これって不公正ではないか、片一方では、母子家庭のお母さんから保険料を貰っていました。延納するか、分納するかどちらかにしてほしいと私は迫っていました。そのお母さんは分納にしてくださいということでありました。延納分納の処置をとったら、法律上時効は中断されるのです。つまり振出しに戻るのです。その債権は保存されてしまうのです。一切怖がって、誰も取りにいかない暴力団組長のところは中断も何もない。きれいに消えて行っているのです。これっておかしいと思って、勇気を奮って友達と作戦を立てて、取り立て作業をやったのですが、これも腹を据えないとできないことでした。いかがでしょう。市民の中にもそういった方がおられますので、二言目には「俺は市民や」とおっしゃるので、中には無法な市民もおられます。その時に太刀打ちするのは、行政職員として、公益の守護者、全体の奉仕者としての強い公平、正義という革新的信念を持たないと戦えません。そういう意味で、公務職員であるということは大変崇高で大事なことです。しかし、地域に帰ったら自分も生活者、市民と一緒にんだという市民としての生き様、顔というか、もっと回復してほしいなと思います。だから行政職員さんも単なる労働者ではなく公益の守護者のカチンカチンの顔ではなく、市民としても生きようよ。そこで初めて上牧町の町民さんと同じ言葉で語れるレースができるということを申し上げたいです。いよいよ最後ですが、私はそういう意味で、地域社会の分権化も進めてほしいし、行政組織内の分権化も進めてほしいですが、時間もあまりないので、ここから先は省略します。最後に、上牧の未来のために、この自治基本条例を使って、活用して、どんどんよいまちにしていってほしいのですが、まず、夢を持ってもらいた。厳しい現実の話ばかり聞いていると挫けそうになりますね。でも、明日はもっともっといいまちをつくりたいね。夢語りの労力をもっと育てませんか。二言目には批判、三言目には皮肉あるいは悲観論ばかりいっていたら、周りの人も力が出ません。「こんないいまちにしないか」と夢語りの上手な市民文化をつくってもらいたい。それから、自惚れを持たないこと、また卑屈にならないこと、どんな資源が使えるのか、特に人的資源、こんな素晴らしい人が周りにいるよ、この人にこんなことを助けてもらったら、もっとおもしろいことができるのどちがうという、そういう人的資源を発掘するという、市民同士の横の関係をもっとも増やすことが大事かと思えます。3番目に私も新川先生もそうですが、外部の人間です。上牧町民ではございません。上牧町民でないと分からないことは、私たちには見えないけれども、上牧町民であることで分からないことは、私たちに見えるということもあるのです。よそ者だから分かる。つまり、適宜外部の意見をどんどん取り入れる。外からの批評というのも活用し改革のために使う

というのも大事かと思えます。最後にもっともっとネットワークを豊かにして、地域協働社会を活性化するというのと、コミュニケーションを豊かにすることのためにこの条例が生きてくればというように私は思っています。最後にまとめですが、まちづくり基本条例は憲法及び三百数十箇条にもおよぶ地方自治法プラスこの上牧町独自の制度も全部一緒になっている。住民と議会と行政が一緒になってこの上牧町を活性化させようというためのいわば見取り図だと思ってください。以上で粗雑な話で申し訳ございません。これが私の条例に寄せる思いです。どうもご清聴ありがとうございました。

司会（田島委員）

とても充実した内容を、具体例を交えながら大変分かりやすくお話をいただきました。中川先生、ありがとうございました。普段の生活のなかで、条例を意識することは、法律関係のお仕事をされている方は別として、全くと言っていい程無いと思いますが、先生のお話で、まちづくり基本条例を身近に感じていただけたのではないのでしょうか。中川先生には、第2部でもパネリストとしてご参加いただくことになっておりますので、引き続きよろしくおねがいたします。この後、10分間の休憩を挟みまして、第2部は（会場内の時計を指して）あの時計で3時40分の開始となります。以上をもちましてプログラム第1部を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 休 憩 —

【第2部】

司会（野村）

ただいまから、上牧町まちづくり基本条例シンポジウム第2部を始めさせていただきます。私は、第2部の司会をさせていただきます上牧町まちづくり推進課の野村と申します。よろしくお願いいたします。第2部におきましては、“協働でつくる、まちづくり基本条例を考える”をテーマにパネルディスカッションを行います。パネルディスカッションでは、始めに、この条例（案）を策定していただきました本委員会の委員の皆様から条例の内容についてのご説明をしていただきます。そのあと、パネリストの皆様からのコメントを交えながら議論を進めてまいりたいと思います。後半では「質疑応答」の時間も設けております。質問票につきましては、会場内に設置しております回収箱にお入れくださいますようお願いいたします。また、質疑応答に際しましては、挙手により直接ご質問いただくことも可能でございます。なお、時間の都合により、いただきました質問すべてについて、討論できない可能性もございますので、その際はご了承ください。それでは、パネリストのご紹介をさせていただきます。本委員会の副委員長であり、帝塚山大学・大学院・法政策研究科・教授の中川 幾郎様でございます。続きまして、今中富夫上牧町長でございます。そして、本委員会から、遠山健太郎委員でございます。小林三紘委員でございます。井尻常正委員でございます。田島

典子委員でございます。藤村安則委員でございます。

最後に、このパネルディスカッションのコーディネーターを務めていただきます本委員会の委員長であり、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授の新川達郎様でございます。それでは、新川委員長、あとの進行をよろしくお願いいたします。

新川委員長

それでは、さっそくではあります但しシンポジウムのほうを始めさせていただきたいと思ひます。先ほどご案内がありましたように、まずはこの条例のこれまでの検討の中身について各委員から報告をしていただきたいと思ひます。そして、それに基づきまして後半は、まちづくり基本条例をこれからどんなふうにしていったらいいのか、実際の制定に向けて最終段階ではありますけれども皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。また、皆様の意見も聞きながら進めてまいりたいと思ひます。それでは、このまちづくり基本条例がどういふ条例なのか、先ほどこの条例の考え方、あるいは、そもそもこの条例の背景であります自治の理念、そういういったところについては、中川先生から具体例も踏まえてお話をいただきました。それに沿った形になっているのかということも会場の皆様と一緒に考えていければというように思ひています。まずは、私たちが今検討してまいりましたまちづくり基本条例の案、これにつきましてそれぞれの委員からご紹介いただきたいと思ひます。最初に総論的なところをもとめてこの制定検討委員会の検討の案をお作りいただいた策定委員会の委員長でありました遠山委員のほうから最初にご紹介いただいて、そのあと各委員からこの案の全体像をそれぞれバトタッチ方式でお話しいただければというように思ひています。恐縮ですが遠山委員のほうからお願いいたします。

遠山委員

ただいまご紹介いただきました、上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会委員の遠山と申します。よろしくお願ひいたします。座ったままで失礼いたします。早速ですが、お手元にありますシンポジウムの資料もしくは前方皆様から向かって左側にありますスクリーンをご覧くださいながら、まずは、私のほうから上牧町まちづくり基本条例というのはい体どんなものなのかということ、大きな枠組みの話をさせていただきたいと思ひます。そもそもまちづくり基本条例って何ということですが、中川先生から基調講演がありました。そのなかでありましたけれども、キーワードは安全そして安心のまちづくりとなっています。上牧町のまちづくりをどのような考え方を基本にするのか。そして、どのような方法で決めていくのか。また、誰にどのような役割があるのかなどを決める基本的なルールとなるものとなっています。これがまちづくり基本条例の根幹にあたるものがあります。続きまして、まちづくり基本条例は必要なのか、特に上牧町にまちづくり基本条例が本当に必要なのかどうかという話ですけれども、これも先ほど中川先生の話でもありましたように、平成12年（2000年）に地方分権一括法

という法律が施行されまして、地方自治にかなりの権限移譲がされました。そして、まちづくりに関しては、必ずしも国の法令に明記されていない状況がたくさんあります。その部分について、地域や町民の視点からこの条例が具体的なまちづくりへつながります。先ほどのキーワードにつながる条例となっています。続きまして、まちづくり基本条例の目的、そもそもまちづくり基本条例ではどんな形のを目的としているのかということですが、まずは三者、「町民」、「議会」、「行政」この三者がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに協働しながら、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けてこの条例を制定するものです。あくまで、「町民」、「議会」、「行政」三者一体となって、町民を主体とした自治に基づく豊かで暮らしやすい地域社会を形成してまいります。まちづくり、まちづくりと話をしていますが、そもそもまちづくりとは何だろうか。これも基調講演でありましたけれども、まちづくりには見えるものと見えないものがあります。見えないもののなかには、先ほどの話にもありましたように、組織をつくるや人と人とのつながりをつくるなどがあります。まちづくりとは、これらすべてを良くする、豊かで暮らしやすい地域社会をつくるための取り組みをいいます。この条例をつくるにあたって、様々な観点から様々な人に参加してもらいました。今、上牧町まちづくり基本条例制定検討委員会が立ち上がっていますが、その前段階としまして、上牧町まちづくり基本条例策定委員会というものがありません。今日、この場にもそちらの委員会に参加していただいていた委員の皆様が多数お越しいただいています。この策定委員会は、平成22年10月24日に委員会を設置いたしました。全体会が28回、各部会（町民、議会、行政）が述べ45回、併せて73回の議論を重ねて、こちらの条例素案をつくってまいりました。約2年3箇月の委員会活動におきまして、昨年のちょうど一年前になりますが、平成25年1月31日に町長への条例素案を答申いたしました。全体会、町民部会、議会部会、行政部会、すべてが町民中心となって、すべて町民の手によって、一から条例案を検討してまいりました。それでは、上牧町のまちづくり基本条例が一体どのような構成になっているのか、全体像を見ていただきたいと思えます。上牧町まちづくり基本条例は、前文、第1章から第9章まで、全39条ございます。まず、前文と総則でめざすまちづくりの理念と原則を謳っています。そして先ほどありました三者、町民、議会、行政こちらのまちづくりの担い手である三者の役割や責務を明示し、そして、まちづくりの仕組みを明示、最後には条例を維持、発展させていくための方策、こちら明示して、上牧町まちづくり基本条例が構成されています。それではこれから具体的に上牧町まちづくり基本条例の案につきまして、皆様にご説明させていただきます。各章ごとに作成に携わりました委員のほうから一つずつご説明させていただきます。まず、前文と第1章は、小林委員からご説明をお願いしたいと思います。それではお願いします。

小林委員

委員の小林と申します。よろしくお願ひいたします。それではまちづくり基本条

例の逐条解説（案）に基づきまして、簡単にご説明させていただきます。左側を開いていただきますと目次がございます。そこに前文があつて、章と条がございますけれども、章にして9つ、条文にして39条という、たいへんたくさん盛り込まれているのですが、全部を説明するわけにはいかないわけですから、大事なところ簡単に説明させていただいて、ご意見を賜わるという形にさせていただきたいと思います。私からは、前文と第1章について説明いたします。まず、前文ですけれども、7つの段落に分けられています。前文そのものは今も話がありましたように、今後、上牧町が目指すべきまちづくりの理念とか方向性ですね、こういったことを述べているというところをご理解ください。そして、最初の段落は、上牧町の地理的な位置と今日に至る歴史、上牧町の歴史を古代からきわめて簡単に触れております。そうしまして、第3段落と第4段落は、平成21年度に当町が財政健全化団体に陥ったこと、そして、土地開発公社の後始末の関係でこれからも財政負担が続く、こういったことに触れています。こういった事柄はある面、町にとってはたいへん残念な出来事であったわけでございますけれども、一方では、こういった出来事が上牧町再建の原点だと、原点を風化させないためにも前文に掲載し、常に顧みる必要がある。こういったことから前文に盛り込んでいるものです。そして次の第5段落ですが、先ほど中川先生からも話があった日本全体の流れをごく簡単に書いてあり、低成長経済や少子高齢化が進行するなかで、地方分権化にことについて触れています。そして、第6、第7段落が結論でございます。一番大事な部分でございますから、ここだけ読ませていただきたいのですが、**「こうした内外の状況に適切に対応し、同じ過ちを二度と繰り返さず、公正で開かれたまちづくりを進めていくためには、これまで町運営を担ってきた議会と行政に加え、元々地方自治の主役としての町民が担い手の一角として積極的な役割を果たすことが求められています。わたしたちは、過去を忘れるのではなく、学ぶことにより将来の糧とし、町民、議会及び行政の三者が必要な情報を共有し、力を合わせて、住みたい、住み続けたい地域社会を実現させるため、上牧町の最高規範としてこの条例を制定します。」**とこのように謳っています。これは、町の運営をこれまでのように、議会と行政任せにするのではないということですね。可能な範囲で積極的にまちづくりに関わるのが大切であるということがこの条例の根幹、セオリーのようなものとお考えいただきたいのです。町民、議会、行政の三位一体型のまちづくりを進める。その考え方、ルールを定めるというのがこの基本条例であります。続きまして、第1章の総則でございます。第1条が目的であります。これは前文と重なりますので、割愛させていただきます。続いて第2条の定義でございます。ここでは、この基本条例で使用する用語がたくさんございますけれども、そのうち意味合いをあらかじめ明確にしておくことが必要だというように考え、用語を定義しております。ここでは6つの用語を定義していますが、このなかでも「町民」ですが、町民は、「町内に居住する者、町内で働く者や学ぶ者、町内において事業活動その他の活動を行うもの及び町に利害を有する者又は関心のある者をいいます。」とたいへん幅広く定義しています。これは、幅広く上牧町に関わる人たちが、まちづくりをしていくという考え方を

基本にしているということをご理解いただきたい。なお、地方自治法上の住民というのがあります。地方自治法上は住所を有する者を住民、要は住民登録をしている者が住民ということですが、その住民という言葉を使っただけで、適切な条文は町民ではなくて住民という言葉を使っています。また、第34条に住民投票の項目がございますが、必要な事項は別途定めるといような整理の仕方をしている条文もございます。また、第4号の参画、第5号の協働も大事なのですが、時間も押していますので、これも割愛させていただき、逐条解説を見たいと思います。次に基本原則ですが、ここではまちづくりを進めるうえで最も大事と考えられる事項4点を「基本原則」という言葉で取り上げているわけがございます。まず一番目が「情報共有」で、先ほどもありましたように、町民、議会、執行機関が情報を共有するということが大事であります。第2番が、まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行うということで、情報共有があったうえで、参画、協働してまちづくりを行うということです。第3番は、議会及び執行機関は、職務を誠実に遂行するとともに、町民に対し説明責任を果たすということが第3番目の原則でございます。第4番目は、まちづくりは、計画に立脚して行い、その結果を検証及び評価し、まちづくりの改善に役立つ。いわゆる、下に解説がございますが、PDCAサイクルというのが、よく会社などではこういった言葉を使って改善を進めるのですが、PDCAサイクルに沿って、まちづくりをやりっ放しではなくて、きちんと結果を評価して改善につなげていくというサイクルをきちんと回すというのが第4号でございます。続いて8頁でございますが、最高規範性の第1項は、「この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。」と謳っています。それで、条例には上下関係はないのです。また、憲法のように最高規範ではありません。ただし、この基本条例で上牧町の町制運営の理念とか基本的な事項を定めています。そういったことから上牧町の条例や規則の体系上、基本に位置する条例だという意味合いで、最高規範性といっているということをご理解いただきたいと思います。続いての第2章につきましては、井尻委員にお願いしたいと思います。

井尻委員

井尻でございます。よろしくお願いいたします。引き続きまして、私のほうから第2章町民の権利と義務について、説明させていただきたいと思います。お手元の逐条解説に詳しく書いておりますので、あとでゆっくり趣旨や説明の部分を読んでいただくということで、ここに書いていない事柄についてコメントするという形でご説明させてもらいたいと思います。先ほどからも話が出ていますように、この条例の制定の目的が町民、議会、行政の三者が協働して豊かで暮らしやすい地域社会を実現させようということになるわけですが、この三者のうち、上牧町の主権者として最も基本的な立場に位置する町民の権利と役割について、まずこの第2章で規定するというように定めております。この第2章は、第5条、第6条、7条と短い条

文で、それぞれの条文自身も短いですが、先ほどから話が出ていますとおり、まちづくりの主体として、あるいは、地方自治の主権者としての町民のまちづくりへ参画できる権利を規定しているということで、ある意味では、この条例の骨組みの基礎になる部分ではないかというように思います。第5条のまちづくり参画の権利ということでもありますけども、ここで町民はまちづくりの主体であるということと町民はまちづくりに参画する権利を有するというを明確に定めております。自治の本旨からいけば、住民あるいは、町民が主権者であることは当然のことなのですが、このまちづくり条例で町民が主体である、参画する権利を有するということによって、前文に掲げられた思いを実現することにつながられる、そしてまた、いわゆるお任せから参加へというように我々の意識も変わることを思いも込めましての第5条ということでもあります。続きまして、第6条につきましても、まちづくりに参画できる権利についての規定でございますけども、既に説明がありましたように、この基本条例では、まちづくりに参画できる者の範囲を幅広く定めようという考え方でこの案を策定しております。この考え方に基きまして、本町で未成年者であってもまちづくりに参画できる権利を有することを明確にしております。このように規定することによって、未成年者のまちづくりへの参画という考え方、あるいは皆の共通認識として定着させることができるのではないかということの思いを込めての第6条ということでもあります。続きまして、第7条のまちづくり参画における町民の責務という規定でございますけども、第5、6条は町民の権利について定めてまいりましたが、この条では、まちづくりに関わる場合の町民の果たすべき役割、基本的な心構えを責務という形で規定しております。先ほどから自治という言葉が出ておりますが、自治のうえでは、主権者である住民自ら自分の責任で、あるいは自分の意志で地域の事柄を決めていくというのは当たり前のことであり、自治の実践の一つということがといえると思いますが、まちづくりにおいても当然に町民自らの意志で参加して、協働して、主演者として、あるいは、まちづくりの主体者として、行動あるいは思いを込めて動くということは、町民の務めであるということの趣旨でこの規定を設けております。自治との絡みからいえば、そうすることによって、よく言われます「投票日だけの有権者」ということにはならない、あるいは、そういう方向を目指すということになるのではないかと思います。また、実際のまちづくり活動におきましては、先ほど町民の範囲は幅広くということで規定をしておりますけども、実際その活動の中では、様々な立場の人や企業、各種団体が参画することが望ましいとされているわけですが、そうすれば必然的に多様な意見や考え方が生じてくるわけですが、このような場合についてもここに定めております、まちづくりの理念、目的に沿ってお互いに公正に意見を調整しながら目指すべき地域を実現していこうということを町民に求めるという意味の第7条ということになっております。以上、簡単ではありますが三つの条についての説明とさせていただきます。

田島委員

第3章については、議会及び議員の役割と責務などについてです。議会の役割は、

町としての意志を審議し決定することですと申し上げれば、「そんなことは分かっているよ」と言われるでしょう。では、住民の意志ではないのに、財政健全化団体となったのは、そこに至るまでの審議や意思決定のどこに問題があったのか、第3章の条文づくりは、こうした背景やここを改善したほうが良いなど、実際の議会活動を検討するところから始まりました。そして、借金は計画的にというCMではございませんが、同じ過ちは繰り返さないためにと、また限られた財源のなかでどうすれば実現できるのかなど、様々な問題を抱えた上牧町の議会や議員のあるべき姿を条文にしました。言葉にすれば第8条や第10条の「役割と責務」は、「住民と情報を共有する、説明責任を果たす、住民の意見を聞く、行政を監視して改善を促す、政策立案をする」など、当たり前と言えば当たり前の内容ですし、第9条の議会の「権限」は法に定められた権限が並ぶ文章から並ぶ条文ですが、巨額の債務を抱えた憤りやため息を乗り越えて、何とか住み良いまちにしたいという願いが込められています。時間の関係でご紹介できませんけれども、こちらの冊子の説明の部分では、こうした思いが控えめながらも書かれた箇所もございますので、ぜひ一度この説明の部分に目を通していただければと思います。私は素人で今回はじめて条文づくりをして知ったのですけれども、憲法や地方自治法に違反する条文はつくれないということで、条文の根拠となる法律も載っておりますので、一見難しそうに見えるのですが、説明文のほうは普通の言葉で書かれております。この第3章は、大きな権限と意思決定権を持つ議員の方々が実行していただければ、住みよいまちに変わる大きな力になるはずですが、皆様はどう考えになられるでしょうか。以上で第3章のご紹介とさせていただきます。

藤村委員

それでは、第4章と第5章を担当させていただきます藤村でございます。よろしくお願ひします。同じように行政部会というところでいろいろ議論してまいりました。上牧町がこういうことになったのも行政がしっかりしていなかったのではないかと、このところ、疑惑のところから議論に入りまして、まず行政の仕組みそのものからの議論を通しながら、いろいろな条文を決めてきたということでございます。それで第4章は、5つの条文からなっていて、最初の第11条は町長の責務ということで、上牧町には300近くの条例、規則があるのですが、そのなかで最終的には町長が判断するという条文が大半であるのですね、それだけ町長の責務というのは非常に重たいということで、そういうこともきっちりやっていただきますようにということで、町長が担う責任ということについて第11条は規定しております。それから第12条では、職員の採用にあたって、過去には縁故採用だとかいろいろそういうことが行われていたようではありますが、今後は人材を確保するためには職員の採用ということについては、能力を發揮できるようなそういう仕組みをつくってくださいというようなことを規定しております。それから第13条は執行機関の責務ということで、まちづくりにおける執行機関が担う責務ということについて規定しております。それから第14条では町職員の責務ということで、全体の奉仕者であるということを実感して、公共の利益のために公平で公正な職務ができるように

というような規定をしております。それから第15条では法令の遵守ということで、一般にコンプライアンスという言葉もよく使われますけども、いわゆる公正性、透明性ということを実際にやってくださいというようなことを規定しております。第5章では町政運営について規定しております、ここでは11条からなっております。これを全部説明していくと非常に大変でございますので、第16条では組織の編成について、効率的な編成を行ってくださいということ、それから第17条では地震、台風などの自然災害だけではなくて、地域の防犯にも対応できるような危機管理を定めております。それから第18条では総合計画等の策定ということで、この町の将来をどうするのかという総合計画があるのをご存知だと思いますけども、総合計画に基づいて都市計画マスタープランというのがつくられます。さらに部分的なところについては地域地区計画というのがあります、それを公表してやっていくわけですが、これまではなかなか皆さんと協働しながらつくったという経緯はなくて、上から言われたことを考えながら町のなかでつくって決められてきたということですが、これは素案づくりからやってくださいという国の指導もありまして、そこが守られていなかったということもありますので、今後は守ってください。そういうことを我々もしっかりと守っていくということを規定しております。それから第19条は説明責任とありまして、町の各種政策についての説明責任について、きっちりやってくださいということを規定しております。それから第20条では応答責任ということで、要望等があれば、きっちりした対応と応答責任をしてくださいということを規定しております。それから第21条では財政運営及び制度の整備ということで、町の財政運営に関する基本方針や考え方を規定しております。それから第22条では予算編成、執行及び決算ということで、予算の編成と執行、決算に関する町民への公表とありますが、これまでの公表というのは掲示板に貼るとというのが上牧町の掲示の仕方でありましたが、時代の流れを反映して町の広報誌またはホームページを活用して公表してくださいという規定をしております。それから第23条の財産管理では町が保有する財産の管理と運用について定めています。それから第24条では財政状況の公表ということで、財政の指標あるいは健全度を示すような様々な指標があるわけですが、そういったものもきっちり公表してくださいということを規定しております。それから第25条では行政評価ということで、計画に基づいて行政を執行するわけですが、その結果の公表等について定めています。「計画・実行・評価・改善」のPDCAのサイクルを実行していくことでよりよくしていきましょうという規定となっております。それから第26条では個別外部監査ということで、町自身では監査制度はあるのですが、要望があればそれ以外の監査もできるような仕組み的にはそういうようなものもつくっています。行政に関しては、第4章、第5章ということで説明を終わらせていただきます。

田島委員

それでは次に第6章ですが、第6章は情報の共有等についてです。情報の共有は公正で開かれたまちづくりを推進するうえでも、また、町民が参画し、議会と行政と

協働してまちづくりを行ううえでも欠かすことのできない基本となるもので、第6章は様々な観点から情報共有について定めています。第27条は情報を町民の共有財産として、町民が知る権利の保障や分かりやすい情報を速やかに提供することについて、第28条は情報共有を推進するため具体的な施策や制度を定めることについて、第29条は町が行う情報収集とその情報を適正に管理して保存することについて、第30条は個人情報の保護について、第31条は町長選挙や町議会選挙に際して立候補者の公約や選挙公報についてそれぞれ定めています。実際の運用では例えば第27条の「情報を速やかに提供」のように、膨大な量のなかからどの情報をどういう基準で選ぶのかなど、定めなければいけないことがたくさん出てきますけれども基本条例ではそういう細かなところまでは定めておりません。以上、簡単ではございますが、第6章の説明を終わらせていただきます。

遠山委員

続きまして、第7章以下を説明させていただきます。第7章は参画と協働について規定しております。参画と協働につきましては、先ほど総則のなかでありました7頁の第3条に基本原則というものがこの条例にはあります。まちづくり基本条例で最も大事にしないといけないものが書かれているのですが、基本原則の第2号のところ「まちづくりは、町民が参画し、議会及び執行機関と協働して行います。」とあります。では、町民が「参画」と「協働」を具体的にどういった形で参画していくのか、どういった形で協働していくのかということを書かれています。第7章の構成となっております。まず第32条ではその参画と協働にあたりまして、町がしなければいけないことが記されています。具体的に申し上げますと、まちづくりに参画する諸活動を尊重しなければなりません。条文にすると簡単な文言になっていますけれども、具体的にどういう形でその施策を実現していくかといいますと、現在も上牧町には41頁の点線書きにありますけれども、二つの事項が実施されています。公募型補助金の交付制度であるとか人材登録制度、こういった形の制度を幅広く活用したりすることによって、広く参画するような状況をつくる、町にはそういう責務があるというようなことを謳っています。では、町民側から具体的にどういった形の参画の制度があるのかということが第33条、第34条、第35条に記載されています。第33条には審議会の内容が書かれています。町が設置する審議会があるのですが、こちらの第33条のキーワードは、公募と公開です。まず審議会のメンバーは原則として公募を考えなければなりません。ですから町民の方から広く公募して町民が主体となって審議会を運営していく形になります。またその審議会の内容を広く公開しなければなりません。このような形にすることによって、町民の参画の権利を保障する条項になっております。続きまして第34条は住民投票に関することが記載されています。住民投票につきましては、個別に住民投票条例というものを設置しなければいけないのですけれども、基本的に住民投票を請求することができるというような内容を具体的に記載することによって、今後の住民投票条例を制定していただくという形の文言をもっていきたいなと思います。最後に第35条のまちづくり協議会です。まちづくり協議会というのは、具体的な内容は

説明書きのとおりなのですけども、まちづくり協議会というものを町につくることによって、そちらで多岐にわたる問題点を総合的に対応して、個性的で心豊かな地域をつくるために協働してまちづくり活動を行う組織として設立することができるといって謳っております。現段階で上牧町にはまちづくり協議会とそれに類似するような組織はありません。この組織をつくることによって、町民の参画を広く促すようなものになればいいと思い、こちらの条文をつくらせていただきました。以上が第7章の参画と協働に関する説明です。続きまして第8章は広域連携等といひまして、まちづくりを推進していくうえでは上牧町だけでは当然できないものもたくさんあります。先ほどの説明のとおり、上牧町と県、国は対等の関係になりました。上牧町だけでは対応できない課題等を県並びに国と連携していく、そしてそれ以外でもその他の市町村とも連携していく、そのような形をすることによってまちづくりをより有効なものにしていくというのが、第36条で謳われています。最後に第9章条例の見直し等というので、三つの条文があります。こちらの第9章のポイントになるのが、条例をつくって、いわゆる絵に描いた餅になるのではないかということの危惧を払拭するためのものになるのが第9章です。具体的に申し上げますと第37条で取り組み状況の評価をしていただきます。条例に基づく取り組み状況の評価それだけではなくて、その評価内容を公表しなければならないということで義務規定にしています。そして第38条につきましては、5年を超えない期間ごとに、どの内容に見直しが必要か検討しなければいけないという、これも義務で謳っています。そしてこの条例の見直しの検討委員会には住民が主体となって審議しなければいけないということを謳っています。上牧町まちづくり基本条例の最後の条文が第39条の条例の改正で、こちらのまちづくり基本条例は最高規範性を謳っているのですけども、改正が住民あるいは町民主体ではなく改正をされては何の意味もありません。ということで第39条は、この条例の改正にあたっては、事前に、住民に改正の趣旨を説明し広く意見を聴く場を設けるとともに、条例改正後は、その内容を改正理由とあわせて公表しなければいけないと、具体的に謳っています。以上で39条の条文の説明をさせていただきましたが、これで上牧町まちづくり基本条例の説明を終わらせていただきます。

新川委員長

どうもありがとうございました。本当に充実した内容の条例を短い時間で説明していただきました。分かりにくい点多々あったと思います。また、この条例の各条文も今のところの案について、ご参加の皆さんからもいろいろご意見あるいは疑問な点があるかと思っております。まずは会場においでの皆様方からご意見やご質問をいただいてまいりたいと思っております。

来場者 A

立派な条例ができたのですが、さらにこれを使っていいまちづくりをするためには、魂を入れていかなければいけないと考えております。例えば、まちづくり協議会とか公募型補助金の委員を公募したりとか、そういう住民の方々とのいろいろ

ろな連携の手段を紹介されましたけれども、それだけではなくて、この上牧町をどういうまちにしていきたいのだと、綺麗でゴミもないし、それからバリアフリーであるし、そこまでなかなかいかないですけども、上牧町は地域ごとによって、ほっといてもいい地域と差があって大変だし、何かしてあげないといけないといういろいろな地域があるわけですよ、そうすると一様に考えるのではなくて、安心安全でないところを中心にやっぱり相談しながら進めていくというのものすごく大切であります。だから魂をどうやって入れていくのかが一番重要でありますので、せっかくいい条例ができましたので、さらに進歩するように、もう今中町政になりまして、こういったものができるし、財政再建のほうも議員さんの努力にもよります、議会条例もできましたし、さらに町が発展していくために、皆さん方の知恵を出して進めていくためには、魂を入れるのが大切でありますので、公に一般に共通してまちづくりの基本みたいなものをつくるとか公募型補助金の委員の公募などは共通事項でいけるのですけども、個別の問題がいろいろあると思いますので、そういったものを含めてぜひ頑張ってもらいたいなということで、魂をどうやって入れるか、それが一番大切です。そのためには町長や議員がまじめにやっているな、町の職員も一所懸命やっているなというのが大事でございまして、まだまだ住民の人に対して遠慮している。何か言うたら怒られるから遠慮されている方もおられるのですが、そういうのは町の職員の方が住民のように働きかけて、いろいろな問題を日常のいろいろな処理をやっているのですよ、そうするといろいろな問題があるのですけども、町の職員の方は「言え、言え」と僕は言っているのですけども、なかなか言わない。何か言うたら怒られるからです。堂々と言って一緒になって問題を解決するというのが一番大事でありますので、ぜひ情熱をもって、意気込みをもって、一つ頑張ってください。以上です。

新川委員長

貴重なご意見をいただきました。魂を入れるということでご意見をいただきました。そのほかいかがでございましょうか。前の方どうぞ。

来場者 B

以前、7、8年前になるとと思いますが、服部台公民館でまちづくりの話というのでちょっとした集まりがありまして、当時の県会議長や町長それから町会議員が2名ほど集まりまして、それと服部台の役員及び住民が5、60人いたのですかね、その席上で上牧町をどうしたら一番いいのかという話になりまして、私は上牧町に大阪から来る人、京都から来る人、三重から来る人に正確に道を間違わずに説明できる人が何人いるのでしょうかということをお話したことがあります。そうしますと確かに王寺までは皆分かります。けれども上牧町となりますとどうしてもわからないのです。皆さんも始めてくる人、その高速の西名阪で降りて向かうのですが、王寺駅まで行く方がたいがい多いのです。それと高田のほうに向かいますと、随分高田のほうに向かって走る人が多いのです。あのY字になっているところ、それから右に曲がる人がほとんどいないのです。そうしますと上牧町を

正確に誰が説明できるかということです。そこで私はその時に提案しました。あの場所におられた方々は、上牧町の有名な方、町会議員もいらっしゃいますし、県会議員もいらっしゃいます。それと町長もその時にいらっしゃいました。それで私としては、皆さんも私も説明できません。だから香芝インターから下牧のところまで一方通行でもいいからバスの通れるぐらいの道路を通したらいかがでしょうか。両方を一方通行にしたら必ず通れるし、下牧まで便利になりますと分かりやすくなる。そういうことを十分にあなた方は考えらえたかどうかということをお話しましたが、どうしても調整がいかないということでしたので、これだけの人材が集まって調整できないというのはどういうことですかと私は言ったのですね、まずそこらを考えて皆さんもまちづくりを十分に考えていただけたらと思います。

新川委員長

まさに今言いました調整をする。皆が協力をして、まちづくりを進めていく。そのための条例というように考えていただければと思います。ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。そのほかいかがでしょうか。それではいくつか質問をいただいております。恐縮ですが読み上げさせていただきます。

文言について、条例において「～ねばなりません。」というものと。「～するものとします」の使い分けについて、どのように異なるのか。条例に反した場合のペナルティが違うのか、英語で言えば「shall」と「be to」の使い分けかとも思います。

第9章条例の見直し等で、定期的に評価し、結果を公表しなければならないとありますが、非常に難しい作業であると思います。他の自治体でうまくやっておられるところがあればご紹介ください。

最後に中川先生からご意見がございましたら、いただければというように思います。もう1件いただいております。

片岡城跡の整備（草刈り程度）の予定はありますか。道案内板の設置予定がありますか。本丸・曲輪・空堀等の位置図の設置予定がありますか。また、久度古墳への道案内板の設置予定はありますか。

ということでご意見をいただいております。個別具体的なまちづくりの内容についてのお話と思います。

魂を入れていく事が大切です。そのために今後どう進めていきますか。

最初に町長さんからもありましたが、つくりっぱなしではなくて、むしろこれをどう町民の皆さんと一緒に議会行政がまちづくりのために実際に活用していくのか、これをどう動かしていくのかがポイントだということでもあります。それから、町道の問題をいただきました、町道についても、命をかけるぐらいの覚悟をもって進めよというご指摘もいただいております。ある意味ではこれからのまちづくりは皆様方のこれからがすべてかかっているという意味では行政が命をかける、あるいは議会が命をかけるということになりますが、町民の皆様方と一緒に命をかける覚悟で進めていただかなければ、物事は進まないということだろうと思いつながらお話を聞いておりました。さてこういったご意見をいろいろとお聞きしておりますが、時間もだいぶ押してまいりました。各委員から今のご意見を踏まえまして何かご発言があれば、最後に一言いただいでいきたいと思つます。併せて最初に基調講演をいただきました中川先生、そして今中町長からは最後にまとめのコメントをいただければと思つますので、よろしくお願ひいたします。それでは、各委員から何かご発言がありましたらいただければと思つますが、遠山委員から一言お願ひいたします。

遠山委員

先ほどのご質問に答えるという形ではなかなかないのですが、「しなければならない」という義務規定が今回の条例ではかなり多く見受けられると思つます。義務規定をするにあたっては、さらに議論を重ねてまいりました。義務にしたほうがいいのか。できればするというような形のほうがいいのか。過去の事例も踏まえまして、極力公表につきましては、義務規定で「公表しなければいけない」。それを少し緩くすると「公表するようにします」というようになるのですが、そうではなくて、極力義務規定を設けてきたというのがこちらの条文になっています。義務規定は、行政や議会だけではなく町民にも義務規定を設けることによって皆さんが積極的に参画できる条文になっていると思つます。私たち委員だけではなくて、これからは町民全体でこの条例を魂のあるものにしていきたいと思つますので、皆さんよろしくお願ひしたいと思つます。

小林委員

先ほど町長からも話がありましたが、瞬間的にはアピタ周辺の宅地開発で人口が増加にある、若干150区画ぐらいとチラシが入っていましたが、そういったことも見込まれますけれども長期的には大きな人口減少が今後20年先を見れば高齢化の進展もござつますので、このままでは上牧町は本当に衰退する町になる。衰退するということは住民が期待する福祉サービス、行政サービスが低下して行く、こんな町になって行くのです。だからそれを防ぐためには魅力ある町にどうしたらできるのか、一番早いのは若い方、若い世代に転入してもらつ、住んでも

らう。冒頭で住みたい、住み続けたいということも前文でやりましたが、そういう町にどうしたらやっていけるのかなというのが一番だと思うのです。ところが残念ながらやはり町のほうの税収も住民税が先細りというか、減っていくとそういうなかでは、町とか行政とか議会に頼るだけではなくて、我々住民ができる範囲で知恵、活力こういったものをまだまだ持っておられる方がたくさんいるわけですよ。それを十分に出す。活用していく。そうして先ほど申し上げたような若い方がボランティア的に関わるということをしているわけですが、いろいろな方面で関われるわけですから、そういったことが条例を通じて参画と協働という難しい言葉がありましたが、そういった形の本当の参画と協働を町民、住民が参加して活性化できるまち、活性化したまち、そういったまちに是非していきたいと期待というか、夢を持っています。以上です。

井尻委員

この条例をどういうよう運用していくのか、これはたいへん大きな問題であるとは思いますが、それと関連して新川先生から命をかけてというお話もありましたが、適切といえますか、この条例の目的どおりやっていくには、まさに町民、議会、行政、命をかけてと少し大袈裟な表現ですけども先生のおっしゃった中身というのは、まさにそのとおりだと私も思いました。以上です。

田島委員

今まで町民といいますと、行政の決まったことに対して、後で「あんなことは何で」というごまめの歯ぎしりばかりを起こしていたと思うのですけども、この条例ができていろいろなことに皆が意見を言い合うという場がこれからでてくると思います。そこに皆さんが積極的に参加してごまめの歯ぎしりではない皆さんの意見を言うことで、住民同士がこんなことを考えている地域もあるのだということで、住民同士がお互いに意見を交換することから、また新たな夢とか魂の入ったまちづくりができるのではないかと思います。是非、いろいろな機会ができますので、皆さんどうぞ参加してください。寒さもあります、暑さもありますが、是非、足を運びいただくことからまちづくりが始まると思います。

藤村委員

このまちには、鉄道ありません。それから国道もありません。だけど非常にコンパクトなまちですね。先ほど会場の方から将来像をどうするのだという話がありました。これを皆さんと一緒にこういうまちに、どういう将来像を持っていったらいいか皆さんで話すいい機会をこの条例はつくってくれたというぐあいに私は思っています。そのなかで、例えば歩いて回れるまちにしようとする、先ほど会場からありましたが、人を中心にした案内にするのか、どういう所に案内するのかということも含めて議論していけば、将来像も見えてくるのではないかと思います。そういうことに対して、是非、この条例を活用してもらって皆さんと一緒にやるのですよということを是非、実践しようじゃあ

りませんか。以上です。

新川委員長

どうもありがとうございました。ここまで聞かれてのご感想を含めて中川先生そして今中町長さんから一言いただければと思います。よろしく願いいたします。

中川委員

先にご質問に対してお答えさせていただきます。「ねばなりません」と「するものとする」の違いは対して違いはなく、どちらも義務規定に近いです。ただ、「するものとしませう」というのは新しく位置づけられた場合に、「その位置づけはこうですよ」と示すときによく使います。詳しくいいますと、「ねばならない」というのは義務規定です。「努めるものとする」というのは努力規定といい、「努めねばならない」というのは努力義務規定といいます。それぞれ実は違うのです。トーンが違います。それだけご理解ください。それとペナルティがあるかというのと、この条例のなかに罰則が書いていない限り、法的な罰はありません。しかしながら条例に対しては忠実ではないということは、その辺りの勤務評定とか行政職員は反映するという形になります。それから第9章条例の見直しですが、見直しのための審議会とか、見直しをしてうまくいっているところがあるのかという話ですが、あるのです。それは一第一号といわれているニセコ町。ニセコ町では大幅に見直しをして大体2、3倍の条文数に増やしました。あ那时的ニセコ町の条例は、議会が入ってなかったのです。だから自治基本条例と言えないという批判もありました。どちらかという行政と住民とのまちづくり条例だと、議会軽視だという批判もあったのです。その議会の条項が入ったということと、非常に精密になりました。それも見直し検討委員会の作業です。それからほかにも滋賀県の米原市が条例のおもりをする審議会をもっていて、ちゃんと条例の中身が反映して、実現していっているのかということとを毎年、毎年、審議しています。それで、5年以内に改正すべき個所があるのであれば改正する作業もやっています。むしろ新しくつくる条文もでてきているという話ですね。ちょっと足りないからつくろうかと、そういう考え方がこの条例の中に盛り込まれているということです。最後に感想です。各委員のご発言も非常に的確なポイントをおさえてくださっていて嬉しいなと思います。一言でいえば、私は同じことを繰り返しになりますが、行政、議会、住民この3者のトライアングルで、この上牧を元気なまちにしようという仕組みをつくった条例とこう理解したほうがいいのではないかなと思うのです。だからお互いに相互乗り入れしましょうよということです。町民さんも「役所が何をしているのだ」、「議会が何をしているのだ」と批判ばかりするのではなく、もっと議会の傍聴にもいくとか、議会の活動なりを評価するとか、行政職員と一緒に何かをやるとか、審議会にも関わっていくとか、そういう能動性が必要だということです。反対に議員さんも、あるいは、行政ももっと地域社会に乗り込んでいく、市民の広域活動に自分が自ら親身になって関わっていく、町内会の役員にも職員がなっていくとかいうことが求められていると思います。

そこでできあがってくる資本というのは何かと云ったら、鍵カッコ付の町民をつくるという基本蓄積だと思うのです。ただ、ここに寝に帰っているだけの町民さんではない。あるいは、今までみたいなお任せ民主主義、批判ばかり、カッカするような町民でもない、自ら行動する。そして評価をする。互いに痛みを感じる。そしていろいろな町民さんがいます。所得、出自、肉体的、いろいろな人があられます、障害がある人ない人も、男も女もいる、子供から高齢者までいる、みんな違うわけです。その違いをお互いに共有し合えるというか、共感し合える、そういう町民文化ができること、それが資本だと思います。そこからはじめて夢物語ができるのではないのでしょうか。町民文化が活性化することが、私は期待したいと思います。このまち大好き。このまちで生きて死にたい。できたら上牧で墓をつくりたい。というぐらいになってほしい、そういうことです。

新川委員長

ありがとうございました。それでは今中町長さんよろしくお願いいたします。

今中町長

今回、各委員さんにはたいへんご苦勞いただいて、まあ、これも一つ一番最初に協働と参画をしていただいたと、皆さんは今までから「役場は何してんねん」とそういう思いをたくさんお持ちの住民さんが多いわけですので、委員さんも今までそういう思いで生活してこられて今回ここに、協働と参画で入っていただいた。役所の良い面も悪い面も感じていただいているのではないかというように思います。この条例をどのようにして育てていくのかということですが、私は先般、仕事始めの式に全職員を前にして、公務員の原点に帰ってほしいという話をさせていただきました。先ほど中川先生が、質と量というようなお話もありましたので、我々は皆さん方に公共サービスを提供していくという役割があると、その質と量というのは、職員の能力、熱意によるのだというように全職員を前にして話をさせていただきました。それは、どういうことが前提になっているかというのは、まちづくり基本条例がこれから前提になっていくと住民の負託に答えていく、自分たちも一緒にやるのだという考え方からいくと、やはり職員の能力、熱意というのは、これは欠かせないものでございます。それと併せて住民の方々にもそういう気持ちをしっかりとっていただきたいというのが、私の考え方でございます。これから大きく世の中が変わってきます。先ほど藤村委員からもお話がございましたように、上牧町は今までの評判は評判でございませうけども、この近隣にないような自慢できる町だというように私は思っております。コンパクトで都市計画もしっかりと市街化部分もできておりますし、調整区域は調整区域として、昔の農村の形がしっかり残っていると、こういうコンパクトで人口も23,000~25,000人の間に人口があつて、財政状況も今まで悪いですが、それなりの状況になっていくと、こういう町でございませうのでこれから住民と議会と行政がしっかりと手を取り合つて、まちを育てていくという気持ちがやはり大事なのではないかとこのように思います。今、大阪の松

井知事や橋本市長が道州制をしっかりとやっていくのだというように言われております。せっかく我々が一生懸命に地域のコミュニティを育てていっても、そういう形になってまいりますとまた離れていくと行政が住民から遠く離れていくということにも私は繋がっていくのではないかとこの心配もしております。上牧町はそういうことではなしに、町民、議会、行政がしっかりと一つの目的を持ちながら、皆で協力をして、安全で安心で豊かなまちを育てていくのだという気持ちで我々もこれからしっかりと頑張っていく必要があるというように改めて考えましたというのが私の感想でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

新川委員長

ありがとうございました。ただいまの各パネラー、そして中川先生、今中町長さんからもお話がありましたが、そして会場の皆様方からも本当に前向きに貴重なご意見をいただきました。今日のこのシンポジウムを通じまして、第一に申し上げておかなければならないのは、まずは条例を積極的につくっていく必要があるのだということを多くの方から要望いただいたかと思えます。前向きにこの条例を制定してほしいといご希望をひしひしと感じたというのが一点目でした。二つ目は、その際にこの条例をこれからのまちづくりに役に立つ条例にしてほしいといご希望も強く感じました。使える条例、作り甲斐のある条例、これにしていくべく最後の努力を私どものこの委員会としても重ねてまいりたいと思えます。三つ目のポイントは、今、町長さんからもありましたが、本当にこれからのまちを育てていく、そんな条例になってほしい。したがって条例そのものも、町民の皆様方と一緒に育てていく、成長する、そんな条例になってほしい。こういう願いもその後ろにはあったのかなと思いながらお話を聞いていました。今、私たちができるだけいいものをつくろうとしてはいますけども、これがベストではない。おそらくベターぐらいのものしかできていないのであらうと思っております。これをどうするのか。今後、さらに多くの方の知恵をいただければというように思っております。最後にこの条例の制定にあたりましては、ただいまパブリックコメントもさせていただいております。いろいろご意見をいただく機会をこのシンポジウムも含めましてですが、いろいろな意見をいただく機会をできるだけ広くということで、今、議論を進めさせていただいております。こうした機会をできるだけ多くの方に活用していただいて、よりよい条例に向けてのご意見をたくさんいただければと思っております。それを踏まえて私たちもこの委員会でも、いい条例になるように最後のまとめを進めればと思っております。本日は、本当にたくさんの方に長い時間お集まりいただき、ありがとうございました。本来の予定の時間よりもだいぶオーバーをしてしまいましたが、まだまだ、それでも言い足りないところ、議論したりないところ、たくさんあろうかと思えます。しかし、これからの条例の制定に向けて貴重な時間をご一緒することができました。こうした情報の共有をこれからのまちづくりへの参画の機会とし、そして一緒にまちをつくっていくその台本にしていければ、これが多くのご参加の共通の思いであるのではないかとこのように思っております。これに免じまして時間の大幅な延

長、そして不十分だったかもしれない議論については、ご容赦いただければと思います。以上をもちましてシンポジウムについては、ここで終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会（野村）

パネリストの皆様、コーディネーターの新川委員長、本当にありがとうございました。以上で「上牧町まちづくり基本条例シンポジウム」のすべてのプログラムを終了いたしました。なお、本日、お配りしておりますアンケートにつきましては、お帰りの際に、出口にて回収させていただきますので、ご協力をお願いいたします。本日はご来場いただきまして本当にありがとうございました。